第三十五条第二項、第五項及び第六項、第四十一条の二第二項から第七項まで、第四十一条の三第二項、第四十一条の四第一項、第四十一条の五、第四十一条の七第七項、第四十一条の八、第四十一条の九、第四十一条の十五、第四十一条の十六第三項及び第五項、第四十五条の二第一項から第三項まで、第四十五条の三第二項、第四十五条の八、第四十五条の九	会長	主査
（略）		
第四十一条の二第六項	使用者委員及び労働者委員	その区域に置かれる使用者を代表する地方調整委員及び労働者を代表する地方調整委員
（略）		

（緊急調整のための実情調査）

第六十二条の三　労調法第三十五条の三の規定に基づき中労委が緊急調整の決定にかかる労働争議の実情を調査するために、実情調査委員会を設けることができる。実情調査委員会の運営については、第五条第五項から第七項まで及び第十六条の二の規定を準用する。

2　（略）

（地方調整委員の会議）

第八十八条　（略）

2　（略）

3　第十六条の二の規定は、第一項の会議について準用する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

第三十五条第二項、第五項及び第六項、第四十一条の二第二項から第六項まで、第四十一条の三第二項、第四十一条の四第一項、第四十一条の五、第四十一条の七第七項、第四十一条の八、第四十一条の九、第四十一条の十五、第四十一条の十六第三項及び第五項、第四十五条の二第一項から第三項まで、第四十五条の三第二項、第四十五条の八、第四十五条の九	会長	主査
（略）		
第四十一条の二第五項	使用者委員及び労働者委員	その区域に置かれる使用者を代表する地方調整委員及び労働者を代表する地方調整委員
（略）		

（緊急調整のための実情調査）

第六十二条の三　労調法第三十五条の三の規定に基づき中労委が緊急調整の決定にかかる労働争議の実情を調査するために、実情調査委員会を設けることができる。実情調査委員会の運営については、第五条第五項から第七項までの規定を準用する。

2　（略）

（地方調整委員の会議）

第八十八条　（略）

2　（略）

（新設）